

令和 7 年度かかりつけ医機能研修事業 実施団体公募要領

1. 総則

令和 5 年 5 月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 31 号)が成立・公布された。同法において、医療法が改正され、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行い、令和 7 年 4 月に施行することとされた。

本制度の施行に向けて、令和 5 年 11 月より「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」等において議論を重ね、令和 6 年 7 月末に報告書を取りまとめたところであり、本報告書において、かかりつけ医機能が発揮されるための基盤整備として、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修の充実のため学びやすい環境や実地研修の場の整備等を進めることが重要であるとされた。また、かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について、令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金健康安全確保総合研究分野 地域医療基盤開発推進研究「かかりつけ医機能報告のための医師の研修項目の詳細な整理等を行う研究」(研究代表者 長谷川仁志)において、報告対象として該当する研修として望ましい研修項目が整理され、これを踏まえ、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について」(令和 7 年 8 月 27 日医政総発 0827 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知)において、当該研修における基本的な考え方について通知したところである。

この事業ではこうした経緯を踏まえつつ、複数の慢性疾患や認知症、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる高齢者が増加する中で、治し支える医療を実現するため、かかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修を充実させることを目指し、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所でかかりつけ医機能を担っている医師等が研鑽を積む研修体制の整備等を行う団体(以下「実施団体」という。)を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行う。

2. 事業の目的

複数の慢性疾患や認知症、医療・介護の複合ニーズ等をかかえる高齢者が増加する中で、治し支える医療を実現するため、かかりつけ医機能の確保に向けた医師の教育や研修を充実させることを目指し、かかりつけ医機能に係る研修の実施や研修環境の整備等を行うことを目的とする。

3. 事業内容

別添実施要綱の 3 による。

4. 事業の実施主体

公募により採択された医療関係団体

5. 事業の期間（予定）

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和8年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

本事業に係る補助金については、10,000千円を基準額（上限額）として交付するものとし、対象とする経費は、3. 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、通信運搬費、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費を予定している。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となる。

なお、補助金の交付時期については、原則、当該年度の事業完了後（令和8年3月31日以降）の精算払いとする。

7. 留意事項

（1）応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ① 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- ② 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- ③ かかりつけ医機能報告制度や医療計画等をはじめとする医療制度について十分な知見を有するとともに、医師向けの全国規模の研修開催実績、研修教材作成実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添3）を提出すること。

(2) 業務の遂行

- ① 医政局総務課との連携を密に行うこと。
- ② 本事業は、厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保すること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局総務課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守すること。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱いに係る規程
 - ・個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規程
 - ・個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規程
 - ・個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「令和7年度かかりつけ医機能研修事業応募申込書」(別添1)とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和7年度かかりつけ医機能研修事業企画書」(以下「企画書」という。)を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書には、本公募要領に示されている評価の観点を踏まえて作成し、下記の「企画書記載項目」について記載すること。

【企画書記載項目】

- ① かかりつけ医機能を担う医師の養成に関する研修の実施に関すること
- ② オンライン研修環境の整備に関すること
- ③ 研修教材の検討や作成に関すること
- ④ 本事業を実施する組織体制(団体内組織体制、医療関係団体等との連携の有無など)

- ⑤ 事業計画（実施方針と実施スケジュール（月毎））
- ⑥ 事業に係る費用積算（別添２）・・類似様式でも可
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添３）
- ⑧ ワークライフ・バランス等の推進に関する認定の有無（別添４）

なお、認定を受けている、及び届出をしている場合は、認定の対象とする認定等を証する書類の写しを添付すること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

（２）応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は以下のとおりです。

- ① 提出期間 令和７年１０月１７日（金）から令和７年１０月３１日（金）
（必着：余裕を持って送付すること。）

- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局総務課かかりつけ医機能担当 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「令和７年度かかりつけ医機能研修事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課かかりつけ医機能担当

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線４０５７、４１０３）

FAX：０３－３５０１－２０４８

※ 問合せは、平日の午前９時３０分から午後５時３０分（午後０時１５分～午後１時１５分を除く）とする。

- ③ 提出書類及び部数

ア 令和７年度かかりつけ医機能研修事業応募申込書・・・１部

イ 令和７年度かかりつけ医機能研修事業企画書・・・１０部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・２部

エ その他必要な資料・・・２部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅急便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能であるが、「FAX」による提出は受け付けない。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明でき

る方法によること。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とする。

※ 書類に不備等がある場合は評価の対象外となるため、公募要領を熟読すること。

※ 応募書類の差し替えは不可。

9. 実施団体の選定について

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。評価にあたっては、「令和7年度かかりつけ医機能研修事業に係る評価委員会」を設置する。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担える認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず、問合せにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局総務課において、応募条件への適合性について評価を行う。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外する。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能とする。）に対してヒアリングを実施する。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定する。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 事業を遂行するために必要な根拠が示されているか。（本事業を遂行するための知見・専門性、本事業を実施する上での十分な体制）
- ② 事業を遂行するために十分な管理能力があるかどうか。（スケジュール妥当性）
- ③ 事業内容が事業目的と合致しているか。（事業目的との整合性）

- ④ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。(事業内容の妥当性・効果)
- ⑤ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。(事業内容の配慮や工夫)
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の各種認定を有しているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定である。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなる。